

奈良市健康増進法施行細則の一部改正 及び栄養管理報告書の作成について

令和3年度奈良市特定給食施設等研修会
奈良市健康医療部保健所保健衛生課

奈良市健康増進法施行細則の一部を改正しました

主なポイント

- 1、特定給食施設のうち、健康増進法第**21**条第**1**項の規定により管理栄養士を置かなければならないものの指定通知に関する規定を追加しました。
- 2、健康増進法第**23**条の規定による特定給食施設の設置者に対する栄養管理に係る勧告及び命令に関する規定を追加しました。
- 3、特定給食施設の届出に関する様式の一部を変更しました。

特定給食施設の届出に関する 様式の一部を変更しました

- 印鑑が不要になりました。
- 委託会社の変更等、運営の変更時の届出が不要になりました。（年1回の栄養管理報告書で確認が可能なため）

詳細は市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/97/106263.html>

令和3年度栄養管理報告書の 提出について

- 令和3年度の報告月は6月です。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で時期をずらして実施しましたが、今年度は例年通り6月とします。

【注意】様式が一部変更になっているものがあります。

最新の様式に記載してください。

記入要領をご確認の上、記入をお願いします。

提出〆切：8月末

提出先：保健衛生課医事薬事係

提出方法：郵送または窓口提出

令和3年度栄養管理報告書の 提出について

- ▶ご連絡をメールですることがあります。アドレスのある施設は記載をお願いします。
 - ▶施設種別の異なる施設が併設されている施設で管理栄養士、栄養士、調理師などの従事者が兼務している場合、報告書に記載する従事者は定員の多い施設にまとめて記載いただくか、主となる勤務先のみに入数を記載してください。
- (例) 病院と介護施設が併設されている同一厨房の施設で3名の管理栄養士が勤務している場合、施設種別の様式を用いて病院に2名、介護施設に1名などと記載し、合計人数が実際の人数と相違ないようにしてください。